

自傷行為の防止に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月十一日

浜田昌良

参議院議長 西岡武夫殿

自傷行為の防止に関する質問主意書

自傷行為の防止に関して、以下のとおり質問する。

一 「自傷行為の防止に関する質問主意書」(第一七三回国会質問第一七号。平成二十一年十一月九日提出)に対する答弁書(内閣参質一七三第一七号。平成二十一年十一月十七日)において、「身体の傷病と精神の疾病の治療を併せて行うことができるよう一般救急と精神科救急の連携を進めることにより改善を図っていく考えであり、御指摘(救急医療部門におけるソーシャルワーカーや臨床心理士等)のような配置も含め、検討してまいりたい」との答弁であった。その後の進捗状況如何。

二 同答弁書において、自傷行為について、さいたま市の現状等も含め、全国的な実態調査を行うべきとの質問に対し、「医療機関等の関係機関や自傷行為を行った者の協力を得ることが可能かどうか検討した上で、実施の可否について判断したい」との答弁であった。その後の検討状況如何。

三 一、二の検討について、いつまでに結論を得る予定なのか。それぞれ今後の方針を明らかにされたい。
右質問する。

